



参考資料

- 1 アンケート調査の概要
- 2 用語集
- 3 中央区自転車活用推進計画策定委員会・審議経過

参考資料

1 アンケート調査の概要

アンケート調査実施概要

(1) 目的

「中央区自転車活用推進計画」の検討に当たり、区内における自転車の利用実態や利用者の意識を把握するため、アンケートを実施しました。

(2) 対象者

- ・無作為に抽出した区民 2000 人（調査票を郵送送付）
- ・駐輪場利用者 400 人（駐輪場にて調査票を配布）

(3) 回答方法

- ・WEB 回答（QR コード、URL からのアクセス）
- ・はがき回答

(4) 調査項目

- 1) 回答者属性
- 2) 自転車の利用状況について
- 3) 目的別自転車の利用状況について
- 4) 自転車の利用環境について
- 5) 自転車をあまり利用しない人の意向について
- 6) シェアサイクルの利用状況について
- 7) 自転車の安全利用について
- 8) 各種自転車活用施策について
- 9) 総合評価

(5) 期間

令和 4 年 10月24日（月）～11月18日（金）

(6) 回答数

729 件（WEB 回答 441 件、はがき回答 288 件）

2 用語集

	用語	記載頁	解説
B	BRT	14	Bus Rapid Transit の略。連節バス、バス専用道路、IC カードシステム、道路改良等により、軌道系鉄道と比較しても遜色のない機能を有し、かつ柔軟性を兼ね備えたバスをベースとした都市交通システムを指す。
ア	駅勢圏	15	鉄道を利用する際に、その駅を選択すると考えられる人が存在する範囲を指す。鉄道駅を中心とし、ある距離を半径とした円を駅勢圏として決定することが多いが、住民の意識や地域の特色にも影響される。本誌では、交通弱者の利便性を考慮し、駅から300m の範囲としている。
	駅前放置自転車 クリーンキャン ペーン	63	駅前において、放置防止の行動に繋げてもらうため、関係機関と連携・協力して行う取組。
	オープンデータ	22、23、24、50、66	国、地方公共団体および事業者が保有する官民データのうち、国民の誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当するかたちで公開されたデータ。 1.営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの 2.機械判読に適したもの 3.無償で利用できるもの
	公共交通オープン データ協議会	66	鉄道、バス、航空、フェリー等のさまざまな公共交通関連データをワンストップでサービス開発者に提供する産官学連携の協議会。
カ	回遊性	65、112	来街者にあちこちを遊覧して回るような移動を促す街の性質。
	公共交通不便 地域	15	公共交通による移動が不便な地域であり、鉄道駅やバス停から一定距離以上離れた地域を指す。本誌では、鉄道の駅勢圏 300m の範囲と、都営バス（片道 51 本/日以上）の圏域 200m の範囲の両方から外れた地域としている。

	用語	記載頁	解説
	コミュニティバス（江戸バス）	14	公共交通による移動が不便な地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画する乗合バスのこと。中央区ではコミュニティバスとして、江戸バスが平成 21 年から運行を開始している。
サ	再開発事業	10、61、77	不足している道路・公園等の公共施設を計画的に整備するとともに、良好な生活環境を整えた都市型住宅の供給や、業務施設の近代化を図るなど、安全かつ快適な生活空間を創出する総合的まちづくりのこと。
	シェアサイクル	21、41、42、43、44、45、47、49、50、64、65、108、111	地域内で自転車を共有するシステムで、貸出・返却のための拠点（サイクルポート）を複数設置し、どのサイクルポートでも自由に乗り降りできるもの。
	商業地域	46	都市計画法で「主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域」と定義され、銀行、映画館、飲食店、百貨店等が集まり、住宅や小規模の工場も建てるのが可能な地域。
	自転車損害賠償保険	29、45、50、54、108	自転車の利用によって他人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を補償することができる保険又は共済。
タ	中央区道における道路構造の技術的基準に関する条例	60	道路法の規定に基づき、区道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を定める条例。
	中央区自転車の放置防止に関する条例	91、104	道路、公園等の公共の場所における自転車の放置を防止することにより、交通の安全および円滑な通行並びに災害時の防災活動の場を確保し、区民の良好な生活環境の維持、向上に資することを目的とした条例。
	電線共同溝	77,89	災害に強い都市基盤の整備と安全で円滑な道路交通の確保、都市景観の向上のため電線類を地中化すること。
	土地利用現況図	7	都市計画法および国土利用計画法に基づいて、おおむね 5 年ごとに行なう土地利用現況調査の結果として、土地および建物の用途を整理したもの。

	用語	記載頁	解説
	道路交通法	4、28、53、84、85	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、および道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的にした法律で、歩行者の通行方法や車両および路面電車の交通方法、運転者の遵守事項、道路における禁止行為等の交通規則等を定めている。
	道路構造令	85	道路法の規定に基づき、道路を新設、改築する場合において、道路構造の技術的基準を定めた政令。
	道路法	84、104	道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定および認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的にした法律。
	特定禁止区間 (歩行者天国)	33	人と車を分離して安心して楽しい散策やショッピングができるように設けられたもので、規制区域内の自動車、原動機付き自転車、軽車両の通行は禁止されている。
ナ	ナビマーク・ナビライン	30、31、32、77、78、80、81、82、86、89	ナビマークは、自転車を通行する人を表したピクトグラムを、ナビラインは自転車の進行方向を表す青色の矢羽根型のマークを指す。自転車が通行すべき部分と進行方向を表示することにより、自転車が車道左端に寄って通行することを励行するとともに、同一車線内を通行する自動車等に対して自転車保護を促す。
	荷捌き	46、60、87、112	貨物や荷物の処理・整理をすること。中心市街地における荷捌きとは、路上や建物内の駐車場で貨物車から荷物をおろしたり、最終届け先ごとに仕分けるなどの作業を指す。
ハ	パーソントリップ調査	16、17、18、19	「どのような人が」「どのような目的で」「どこからどこへ」「どのような交通手段で」移動したかなどを調べるもの。鉄道や自動車、徒歩といった各交通手段の利用割合や、交通量等を求めることができる。
	昼間人口	2	昼間にその地域にいる者の人口。当該地域に居住する者の人口から、他の地域へ通勤・通学している者の人口を減じ、他の地域から通勤・通学で来訪している者の人口を加えることで算出する。

	用語	記載頁	解説
	(自転車) 分担率	16、17、18	交通手段別の移動数の全交通手段の数に占める割合のことで、自転車分担率は、自転車が全移動手段に占める割合。
	保管所 (路上駐輪)	63	撤去された自転車を約30日間の保管と所有者への返還手続きをする施設。中央区の保管所は勝どきに所在。
	歩行者専用道路	33、45	歩行者の一般交通のための道路、または道路の部分をいい、歩行者専用道路を車両により通行することはできない。
ヤ	夜間人口	2、8、9	その地域に常住している人口。
ラ	路上駐輪	46、47、50、61、62、 63、91、92、93、94、 95、97、98、99、100、 101、102、103、105、 107、108	道路・駅前広場等で駐輪場以外の場所に置かれている自転車で、その利用者が自転車等から離れて、直ちに移動できない状態のもの。

3 中央区自転車活用推進計画策定委員会・審議経過

(1) 中央区自転車活用推進計画策定委員会設置要綱

中央区自転車活用推進計画策定委員会設置要綱

5 中環交第20号

令和5年4月26日

(設置)

第1条 自転車活用推進法（平成28年法律第113号）第11条の規定に基づく中央区自転車活用推進計画（以下「計画」という。）の策定に必要な事項を検討するため、中央区自転車活用推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 計画の策定に関する事項

(2) 自転車ネットワーク計画の策定に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者につき、区長が委嘱し、又は任命する委員24人以内をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会を初めて開催する日から計画を策定したときまでとする。

2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、学識経験を有する者をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

4 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(定足数及び表決)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の公開)

第8条 委員会は原則として公開とする。ただし、委員長が公開することを不相当と認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局が行うこととし、環境土木部交通課が担当する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月29日から施行する。
- 2 この要綱は、計画が策定された日をもって効力を失う。
- 3 委員の委嘱のための手続その他この要綱の施行のために必要な行為は、この要綱の施行の前においても行うことができる。

別表（第3条関係）

中央区自転車活用推進計画策定委員会 構成員

区 分	専門分野、役職等
学識経験を有する者	都市交通分野
道路管理者	国土交通省東京国道事務所交通対策課長
	東京都建設局第一建設事務所管理課長
交通管理者	警視庁中央警察署交通課長
	警視庁久松警察署交通課長
	警視庁築地警察署交通課長
	警視庁月島警察署交通課長
住民の代表	京橋地域町会連合会会長
	日本橋地域町会連合会会長
	月島地域町会連合会会長
自転車関連事業者	一般社団法人日本シェアサイクル協会
	東京都自転車商協同組合中央支部
	一般社団法人自転車駐車場工業会
交通事業者	東京都交通局総務部企画調整課長
	日立自動車交通株式会社
中央区	防災危機管理室長
	区民部長
	都市整備部長
	教育委員会事務局次長
	環境土木部長
	環境土木部交通課長
	環境土木部水とみどりの課長
	環境土木部道路課長
	環境土木部副参事（交通安全対策・特命担当）

(2) 審議経過

回数	開催年月日	審議内容
第1回 中央区自転車活用推進計画 策定委員会	令和5年5月29日	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画策定の背景 ● 自転車に関する区の現状と課題、計画の方向性
第2回 中央区自転車活用推進計画 策定委員会	令和5年8月29日	<ul style="list-style-type: none"> ● 具体的な取組 ● 自転車ネットワーク整備方針 ● 路上駐輪対応方針
第3回 中央区自転車活用推進計画 策定委員会	令和5年11月6日	<ul style="list-style-type: none"> ● 中央区自転車活用推進計画（素案）
第4回 中央区自転車活用推進計画 策定委員会	令和6年2月5日	<ul style="list-style-type: none"> ● パブリックコメント結果の報告 ● 中央区自転車活用推進計画（案）

(3) パブリックコメントの実施

実施期間	令和5年12月12日～令和6年1月5日
周知方法	区のおしらせちゅうおう・区HP
閲覧場所	区HP・区役所本庁舎・日本橋特別出張所・月島特別出張所
提出人数/件数	12人/57件

中央区自転車活用推進計画

刊行物登録番号
5-071

令和6(2024)年3月発行

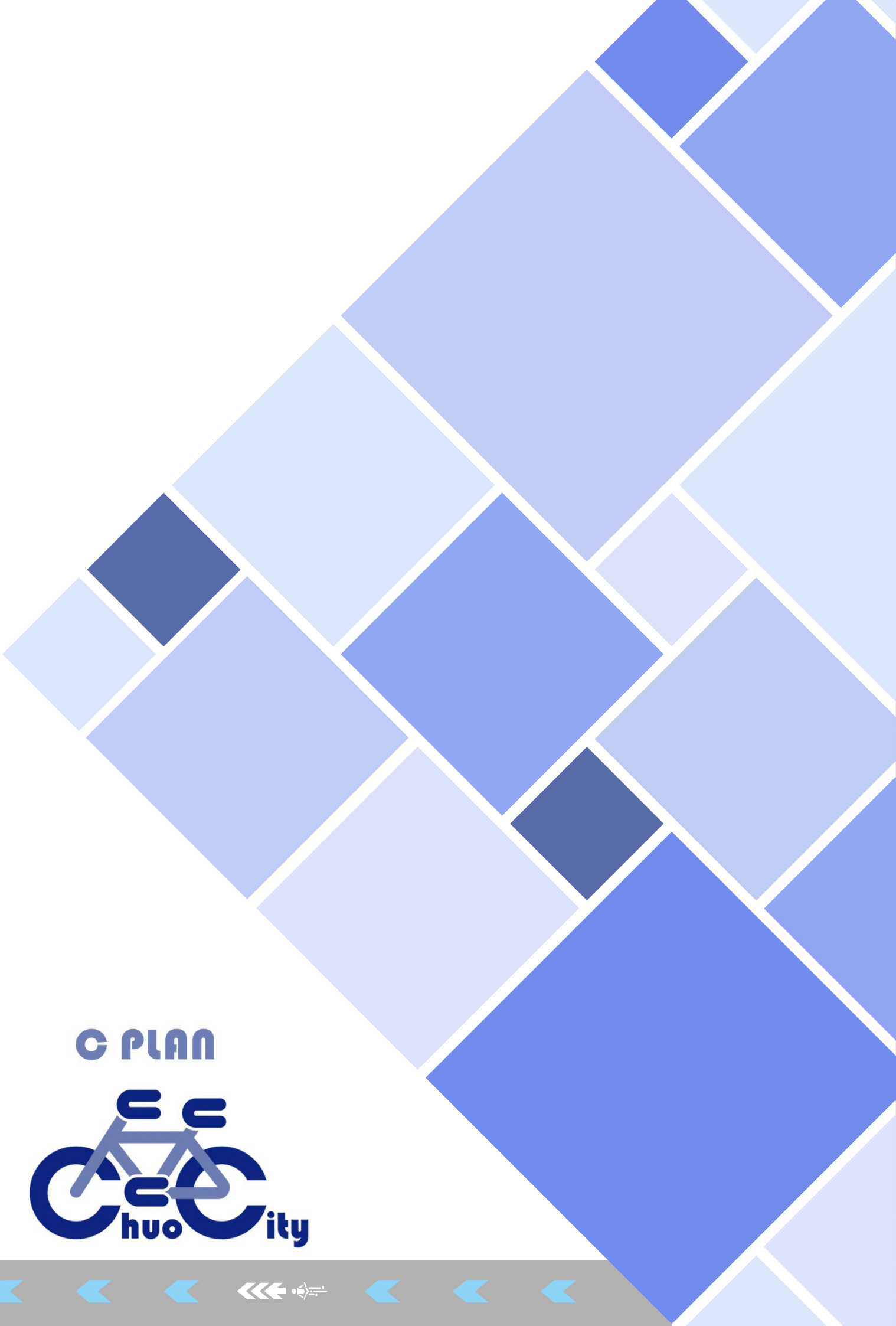
編集・発行 中央区環境土木部交通課

東京都中央区築地一丁目1番1号

03(3543)0211 (代表)

印刷

有限会社 エイチ・ティー・プログレス



C PLAN

